

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

別表十七(三)の五

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三)の二)「26」)	8	
本たる所 又は事 在 主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三)の二)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9	
	所在地	3			
事業年度		4	控除対象配当等の額 (別表十七(三)の二)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10	
外国 法人 税	税種目	5			
	外国法人税額	6			
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7	(6) × (13)	14	
外国 金融 子会 社等 の計 算 の 部 分 に 係 る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 等 の 計 算	特定会社とした場合 適用対象金額 (55)	15	外国 金融 子会 社等 に 係 る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 等 の 計 算	適用対象金額 (55)	24
	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	25
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17			
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18		調整 (24) + (25) + (26)	
	部分適用対象金額 (別表十七(三)の三)「7」)	19		金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の四)「9」)	28
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三)の三)「9」)	20		金融子会社等部分課税対象金額又は 個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の四)「11」)	29
	(20) ≤ (18)の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21		(29) ≤ (27)の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30
	(20) > (18)の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22		(29) > (27)の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31
	(6) × ((21)又は(22))	23		(6) × ((30)又は(31))	32
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額			33	
異動 した 場合 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額		34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)		35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)		36	(円)	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35))		37		(円)	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算					
所得計算上の適用法令	38	木邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39	減		48	
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額		40		
			41		
			42		
			43	繰越欠損金の当期控除額	52
	小計		44	当期中に納付することと なる法人所得税の額	53
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額		45	当期中に還付を受けることと なる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額		46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

【No.87】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。
【No.87】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.88】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)